

時間外労働等改善助成金※

# 職場意識改善特例コースの助成内容 (東京局版)

## 対象事業主

※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定

新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する  
中小企業事業主

## 支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる  
特別休暇の規定を整備すること

## 支給対象となる取り組み

新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取り組みをいずれか1つ実施  
した場合、取組に要した費用の一部を助成します。

- 就業規則等の作成・変更
- 労務管理担当者・労働者に対する研修
- 労務管理用機器導入・更新
- 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング
- 人材確保に向けた取組み
- 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（←増進に資することが大前提！）

またパソコン・スマホ・複合機（プリンターを含む）など、通常の事業活動に伴うものは対  
象となりません

## 事業実施期間

令和2年2月17日(月) ～ 同年5月31日(日)

## 支給対象

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、「対象経費」※ に該当するもの  
について一部助成します。

※「**対象経費**」（詳細は申請マニュアルをご覧ください）

謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、  
機械装置等購入費、委託費

## 助成額

対象経費の合計額×3/4（ただし50万円が上限）

※事業規模が30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

## 申請のフローチャート

1. 「交付申請書」+必要添付資料を東京労働局雇用環境・均等部企画課助成金係に提出

**【交付申請期限：令和2年5月31日（必着）】**

なお必要書類が整っていない場合は申請を受理できません】

※東京局では、現在31年度時間外労働等改善助成金の審査業務等の理由により、当該助成金の申請期限は3月13日ではなく上記のとおりですので、急ぐことなく、事業内容については労使できちんと話し合ってください。

2. 交付決定

※東京局での交付決定の可否の決定は令和2年4月以降です。

3. これから取り組みを実施する場合は計画に沿って取り組みを実施

※取組に要した費用の支払いは通帳明細など客観的資料が必要ですので、ご注意ください（ネット振込の場合は支払完了した記録が必要。現金払いは原則不可）

4. 取組終了後、上記助成金係に支給申請

**【支給申請期限：令和2年7月15日（水）（必着）】**

なお必要書類が整っていない場合は申請を受理できません】

5. 労働局の支給決定後、助成金の支給

## 留意事項

- 上記助成金は、令和2年度予算の成立が前提のため、今後変更の可能性があります
- 申請書の記載例、申請様式等は厚生労働省HPからダウンロードできます（当局窓口にはありませんのでご注意ください）
- 申請される場合は、必ず厚生労働省HPの支給要綱・支給要領・申請マニュアルをご確認下さい。
- 無資格者による助成金の案内、自称「コンサルティング」を騙った助成金、一方的に送信されたFAX勧誘にはくれぐれもご注意ください（当局職員から個別に案内及び勧誘することはありません）

## 問合せ先

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課（代表）03-5253-1111  
東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金係 03-6893-1100  
（受付対応時間：9:00～17:15（土日祝除く））